

大阪市立北稲中学校 P T A 規約

大阪市立北稲中学校 P T A 規約

昭和 24 年	4月制定
昭和 27 年	4月改正
昭和 30 年	3月改正
昭和 34 年	3月改正
昭和 44 年 11 月	改正
昭和 46 年 11 月	改正
昭和 51 年	5月改正
昭和 62 年 10 月	改正
平成 3 年 10 月	改正
令和 3 年	6月改正

第 1 章 名 称

- 第 1 条 この会は、大阪市立北稲中学校 P T A(昭和 23 年 4 月 27 日設立)という。
- 2 この会は、事務局を北稲中学校に置く。

第 2 章 目 的

- 第 2 条 この会は、保護者と教職員が協力して家庭と学校と社会における生徒の健全な成長をはかることを目的とする。
- 第 3 条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。
- (1) 会員の成人教育並びに地域活動を盛んにするとともに、人権教育について理解を深める。
 - (2) 家庭と学校および社会との緊密な連携によって生徒の福祉を増進する。
 - (3) 家庭と学校と社会における教育環境をよくする。

第 3 章 方 針

- 第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主的な社会教育団体として、次の方針に従って活動する。
- (1) 生徒の教育ならびに福祉のために活動する他団体および機関と協力する。

- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) 学校の教育方針、および人事ならびに管理に干渉しない。

第 4 章 会 員

第 5 条 この会の会員となることのできる者は次のとおりである。

- (1) この学校に在籍する生徒の保護者または、これに代わる者。
- (2) この学校の教職員。
- (3) この会の主旨に賛同するもので、実行委員会の承認を得た者。

第 6 条 この会の会員は、すべて会費を納める義務を有する。

第 5 章 経 理

第 7 条 この会の経理は会費をもってする。

第 8 条 この会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

第 9 条 この会の会費は一口月額 100 円とする。

第 10 条 この会の経理は、会計監査を経て会員に報告されなければならない。

第 11 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年の 3 月 31 日に終る。

第 6 章 役員とその選挙

第 12 条 この会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1 名父または母
- (2) 副会長 2 名
- (3) 書記 2 名
- (4) 会計 1 名

2 役員は、男女いずれか一方に偏ってはならない。

3 役員は他の役員、または会計監査委員を兼ねることができない。

4 第 5 条の 3 で認められた会員は、役員になることはできない。

第 13 条 役員の任期は、1 年とする。ただし再選は妨げない。

2 役員は引続いて他の役員に選任されることができる。

第 14 条 役員の選挙および就任は、次のとおり行われる。

(1) 役員候補者指名委員会（以下「指名委員会」という）を次のように構成する。

① 保護者の中から次のように毎年3月末までに選出する。

各学級の保護者は互選により2名の学級代表を選出し、学級代表は互選により各学年2名を選出する。

② 教員の中から互選により2名を選出する。

③ 実行委員の中から互選により1名を選出する。

(2) 指名委員は、役員および会計監査委員長の候補者になることができない。

(3) 指名委員会は各役員別に候補者をあげ、役員選挙までに全会員に知らせる。

(4) 選挙を行う総会において、一般会員から候補者の指名をなすことができる。

(5) 候補者の指名は、指名委員会によってなされる場合も、一般会員からなされる場合も、その名前を発表する前に候補者の同意を得なければならない。

(6) 役員は年度初めの総会において承認を受ける。なお、対立候補のある場合は、出席した会員の無記名投票により選挙される。

第 7 章 役員の資格とその任務

第 15 条 会員で公選による公職者でない者は、第6章の規定に従って役員になることができる。

第 16 条 会長は次の職務を行う。

(1) この会を代表し会務を統括する。

(2) 各学級から選出された委員の中から、それぞれの委員長、副委員長（指名委員会および監査委員会は除く）を任命する。

- (3) 実行委員会の承認を得て、特別委員会の委員長および委員を任命する。
- (4) 総務および実行委員会を招集する。
- (5) 各委員会（指名委員会および監査委員会は除く）に出席して意見を述べることができる。
- (6) この会の資産を管理する。

第 17 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第 18 条 書記は次の職務を行う。

- (1) 総会および実行委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録、通信、その他の書類を保管する。
- (3) 会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。

第 19 条 会計は次の職務を行う。

- (1) 総会の決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
- (2) 予算の立案に協力する。
- (3) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
- (4) 会計監査を受け、会員に報告する。

第 20 条 会長に欠員を生じたときは副会長の中から、会長以外の役員に欠員を生じたときは実行委員の中から実行委員会の議決を経て就任する。任期は前任者の残任期間とする。

第 8 章 会計監査委員会

第 21 条 この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。
会計監査委員会には、委員長のほか 2 名の委員を置く。

第 22 条 会計監査委員長の選挙および就任は第 15 条に準じて行う。
会計監査委員長は、他の 2 名の委員を選任する。

第 23 条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、年間 2 回以上全会員にその結果を報告する。

- 第 24 条 会計監査委員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。
- 第 25 条 会計監査委員長は必要に応じ役員会、実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第 9 章 総 会

- 第 26 条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第 27 条 総会の定足数は、全会員の 5 分の 1 とする。決議は出席者の過半数の同意を要する。
- 第 28 条 実行委員会が必要と認めるとき、または会員の 3 分の 1 以上の要求があったときは、会長はいつでも総会を招集する。
- 第 29 条 総会は年間 2 回以上開催する。
- 第 30 条 この会の年間事業計画、および予算の審議決定ならびに決算報告の承認は総会で行う。

第 10 章 実行委員会

- 第 31 条 実行委員会は、この会の役員、各委員会の委員長および校長、教頭等をもって構成される。
- ただし、各委員会の副委員長を加えることができる。
- 第 32 条 実行委員会の任務は次のとおりである。
- (1) 各委員会によって立案された計画を審議検討する。
 - (2) 総会に提出する議案を審議調整する。
 - (3) 必要あるときは、特別委員会を設ける。
- 第 33 条 実行委員会は、毎月 1 回定例会を開催することを原則とする。
- 実行委員会の定足数は委員の 2 分の 1 とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

第 11 章 常置・会員活動部および特別活動部

- 第 34 条 この会の活動に必要な事項について、調査研究、立案および実施するためには次に常置活動部、会員活動部を設け、必要な委員会を置く。
- (1) 常置活動部

- ア 総務委員会
- イ 広報委員会
- ウ 成人教育委員会
- エ 青少年活動委員会
- オ 保健体育委員会
- カ 緑化委員会
- キ 人権啓発活動委員会

(2) 会員活動部

各学年委員会

第 35 条 この会の特定の目的を遂行するために、必要あるときは、特別活動部を設け、必要な委員会を置くことができる。

第 36 条 特別委員会は、その任務が終わるとともに自動的に解散する。

第 37 条 各委員会の構成は、各学級ごとにそれぞれの委員を互選により選出する。

第 38 条 各委員長および委員の任期は1年とする。

ただし、再任は妨げない。

第 39 条 常置活動部の委員会の任務および活動は次のとおりとする。

(1) 総務委員会

ア この会の目的達成に必要な活動の年間計画を立てる。

イ 年間計画に基づく事業、活動に必要な収支予算の立案及び調整を行う。

ウ 各委員会の事業、活動の調整を行う。

エ 他の委員会に属さない事業、活動を実施する。

(2) 広報委員会

ア 会員に対して情報を伝達する。

イ 地域社会に対して、この会の認識と理解を深め進んで協力を得るようつとめる。

ウ 機関紙を年2回以上発行する。

(3) 成人教育委員会

ア 会員の教養と知識技能を高めるため学習活動を推進する。

イ 人権教育に対する理解と認識を深めるようつとめる。

ウ 地域における社会教育の推進に協力する。

(4) 青少年活動委員会

ア 生徒の健全な活動の推進を図る。

イ 地域における生徒の交通安全、環境浄化、非行防止につとめ会員の意識を高める。

ウ 学校および地域における他の青少年育成団体との連携をはかる。

(5) 保健体育委員会

ア 生徒の健康増進をはかり会員の保健衛生に対する理解を深めるようつとめる。

イ 保健教育の推進につとめる。

ウ 会員の健康増進と体力の向上をはかる。

エ 会員のスポーツ、レクリエーション活動を推進し、グループクラブ活動の活発化をはかる。

(6) 緑化委員会

ア 会員の緑化に対する理解を深める。

イ 学校の緑化に協力する。

(7) 人権啓発活動委員会

ア 人権啓発活動を推進する。

イ 人権意識高揚に対する理解を深める。

第 40 条 会員活動部の委員会の任務および活動は次のとおりとする。

各学年委員会

ア 保護者と教職員との最も基本的な話し合いの場であり、あらゆる P T A 活動の基礎となるようつとめる。

イ 保護者と教職員、あるいは保護者相互の親睦と連携をはかる

ために学級集会、学年集会を開催する。

ウ 教育環境がより好ましくなるようつとめる。

第 41 条 校長は、各委員会に出席して意見を述べることができる。

第 42 条 各委員会は、その事業の計画、実施にあたって実行委員会にはからなければならない。

第 12 章 改 正

第 43 条 この規約は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成によって改正することができる。

ただし、改正案は総会の少くとも 7 日前にその内容を全会員に知らせておかなければならない。

附 則 この規約は令和 3 年 6 月 7 日より実施する。